

北九州市にぎわいづくり懇話会規約

(最終改正 令和5年4月21日)

(目的及び設置)

第1条 北九州市への来訪者を増やし、にぎわいを創出することを目的に、ビジターズ・インダストリー（以下「V I」という。）を市民主導で推進するための機関として、北九州市にぎわいづくり懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) V Iの振興に関する事業の企画・立案に関すること。
- (2) 民間団体、企業及び行政との相互連携の促進、調整に関すること。
- (3) V Iの推進や啓発に関すること。
- (4) その他V Iを推進するに当たって必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会に理事会及び委員会を設置する。

- 2 理事会は、別表1に掲げる者（以下「理事」という。）で構成する。
- 3 委員会は、企画調整委員会及び市民活動推進委員会とし、別表2に掲げる者（以下「委員」という。）で構成する。

(役員)

第4条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
 - (2) 副座長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する副座長が、その職務を代理する。
 - 4 監事は、懇話会の会計を監査する。

(役員を選任)

第5条 役員は理事会で互選により決する。

(任期)

第6条 理事、委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第7条 理事会は必要に応じ座長が招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 懇話会の方針に関すること。

- (2) 第2条に掲げる事業全体の進行管理に関する事。
 - (3) 懇話会の予算及び決算に関する事。
 - (4) その他重要事項に関する事。
- 2 理事会の議長は、座長をもって充てる。
 - 3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 理事は、会議に出席できない場合は、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、その表決権を委任することができる。
 - 5 会議の議事は、出席した理事の過半数をもってこれを決し、賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員会)

第8条 委員会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 企画調整委員会
民間主体のV I事業の企画立案及び実施
民間団体、企業等の連絡調整
- (2) 市民活動推進委員会
市民のV I活動を推進する仕組みづくり

2 委員会に、委員長を置き、委員長の選任方法及び職務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会の互選により決する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員会を開催し、各委員を招集する。

(経費)

第9条 懇話会の経費は、次の各号をもって充てる。

- (1) 寄付金、協賛金
- (2) 負担金、補助金
- (3) その他の収入

(会計年度)

第10条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 懇話会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、北九州市産業経済局に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

この規約は、平成18年11月28日から施行する。
付 則
この規約は、平成19年 2月19日から施行する。
付 則
この規約は、平成19年 8月23日から施行する。
付 則
この規約は、平成20年 5月12日から施行する。
付 則
この規約は、平成21年 4月 3日から施行する。
付 則
この規約は、平成21年 7月13日から施行する。
付 則
この規約は、平成22年 6月30日から施行する。
付 則
この規約は、平成23年 5月27日から施行する。
付 則
この規約は、平成23年 7月 1日から施行する。
付 則
この規約は、平成24年 1月16日から施行する。
付 則
この規約は、平成24年 5月30日から施行する。
付 則
この規約は、平成25年 5月29日から施行する。
付 則
この規約は、平成26年 1月30日から施行する。
付 則
この規約は、平成26年 5月 7日から施行する。
付 則
この規約は、平成27年 4月13日から施行する。
付 則
この規約は、平成28年 4月22日から施行する。
付 則
この規約は、平成29年 4月24日から施行する。
付 則
この規約は、平成30年 4月23日から施行する。
付 則
この規約は、平成31年 4月22日から施行する。
付 則
この規約は、令和2年 4月14日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年 4月24日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年 5月20日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年 4月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

理事 (50音順)	砂川 浩 榎本 満秀 影山 英雄 近藤 晃 高田 寿一郎 田中 亮一郎 津田 純嗣 羽田野 隆士 樋上 禎子 福永 嘉之 上田 信晃 安田 堅太郎 山本 雄造
--------------	---

別表第2（第3条関係）

企画調整委員会委員（50音順）	市民活動推進委員会委員（50音順）
内島 大地 大内田 佳介 木本 昭宏 逆井 健 出口 拡 藤本 建 帆足 充広 中尾 裕 西村 栄一 百合野 睦穂 横田 きみよ	阿比留 潔 伊井田 栄吉 伊藤 一義 金丸 勝利 重松 依子 関 宣昭 堀井 由美子 松永 浩